とやま介護テクノロジー普及・推進センター福祉用具貸出規程

１　目的

　　　福祉用具を貸し出し、試用及び適性評価を行うことで、使用者の身体状況及び使用環境に適した福祉

用具の選定を支援する。

２　対象者

　　　県内在住の福祉・医療関係専門職、同機関に所属する者

３　対象福祉用具

　　　当センターの常設展示福祉用具

４　貸出期間

　　　原則として３日間以内とする。ただし、センターの都合により、貸し出しを休止する期間がある。

５　費用

　　　無料とする。ただし、搬出・搬入にかかる費用は借用者の負担とする。

６　貸出

　　・借用希望者は、事前に電話連絡のうえ、「福祉用具借用申請書兼試用評価票」に必要事項を記入し、　　　センターへ提出する。

　　・試用時は直接肌に触れないよう注意する。

・感染症が疑われる場合は、原則として貸し出さない。

７　返却

　　・借用者は、点検、清掃、消毒のうえ返却する。

　　・「福祉用具借用申請書兼試用評価票」に適合状況等を記入し、センターへ提出する。

８　破損・紛失

　　　センター及び借用者は、貸出時点及び返却後の点検を実施し、破損・紛失等、貸出時点より何らかの変化を生じた場合は、互いに協議するものとする。

９　その他

　　・福祉用具貸出中の事故に関しては、当センターは一切責任を負わない。

　　・この規程に定めない事項については、所長が別に定めるところによるものとする。

　　附則

　　　この規程は、令和５年４月１日から施行する。